

平成22年度 第25回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成23年3月18日（金）午前10時～11時02分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	高橋敬一
委員	中原都

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	西尾孝之	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一
副主幹	川口豊長		

【傍聴者】 なし

4 議題

- 議案第1号 職員の採用選考について
- 議案第2号 職員の昇任選考について
- 議案第3号 一般任期付職員の採用の承認について
- 議案第4号 人事委員会規則及び通知の制定及び一部改正について
- 議案第5号 職員の職務に専念する義務の免除等について

5 議事の公開・非公開

議案第1号から議案第3号を非公開とした。

6 議事

- (1) 議案第1号
職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。
- (2) 議案第2号
職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(3) 議案第3号

一般任期付職員の採用の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(4) 議案第4号

人事委員会規則及び通知の制定及び一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 改正する規則及び通知の名称

(1) 規則（制定）

ア 研究職給料表の改定に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

イ 平成23年改正条例附則別表第2の人事委員会規則で定める号給の決定に関する規則

(2) 規則（改正）

ア 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

イ 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

ウ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(3) 通知（制定）

研究職給料表の改定に係る職員の号給の切替え等について

(4) 通知（改正）

ア 「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による昇格について」の一部改正について

イ 「期末手当及び勤勉手当の運用について」の一部改正について

ウ 「特殊勤務手当の運用について」の一部改正について

エ 「育児休業等制度の運用について」の一部改正について

オ 「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正

② 概要

(1) 研究職給料表の改定関係

ア 研究職給料表の改定に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

次の表の左欄に掲げる人事委員会規則について、研究職給料表の改定に関連し、研究職における職位と職務の級の位置付けが行政職との均衡を勘案し一職位一級に整理されること等に関連し、所要の規定の整備を行う。

改正する規則名	改正の内容
給料表の適用範囲に関する規則	適用職員として、上席研究員、主任研究員等を加える。
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則	級別資格基準表及び特定級号給表を行政職に合わせて改定すると共に、昇格時号給対応表を号給の間引き・延長に伴い改める。
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則	加算割合を行政職に合わせて改める。
職員の旅費等に関する条例施行規則	外国旅行の際の日当の級別区分について、行政職給料表に合わせて職務の級を改める。
職員の職務の級の分類に関する規則	級別職務分類表について、上席研究員、主任研究員等を加える。
平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則	H18給与構造改革に伴う減給保障額の算定方法等について、行政職5級以下対応職員に相当する級号給を行政職と同様になるよう改める。

<p>職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則</p>	<p>研究職給料表備考2により同表の給料月額に乗じることとなる割合について、他の職員との均衡上必要と認められる限度において必要な調整を行うこととされている当該割合を、号給が切り替わったことに伴い昇格時に給料月額の逆転が生じないように再計算の上で規定する。</p>
--	---

(施行日：平成23年4月1日)

イ 平成23年改正条例附則別表第2の人事委員会規則で定める号給の決定に関する規則

研究職給料表の改定に伴い、改正給与条例の規定に基づき、平成23年4月1日（以下「切替日」という。）において職務の級が切り替えられる者のうち、切替日における号給を人事委員会規則で定めることとされているもの（改定前の研究職給料表の2級に在級する者で同級の最高号給を決定されているもの）に係る切替日における号給を、最高号給に在職した期間に応じて定める。

(施行日：平成23年4月1日)

ウ 研究職給料表の改定に係る職員の号給の切替え等について

改正給与条例附則第4項の規定に基づき、同条例附則第3項の規定による号給の切替えでは均衡を失することとなるとして、人事委員会が定めることとされた職員（教育委員会及び警察本部の研究員）に決定される号給について、現号給に切替えた上で、昇給の抑制を行うなど所要の調整に関する事項を定める。

(適用日：平成23年4月1日)

エ 「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による昇格について」の一部改正について

研究職における職位と職務の級の位置付けが一職位一級に整理されることに伴い、研究職給料表に係る昇格の資格要件について削除する。

(適用日：平成23年4月1日)

オ 「期末手当及び勤勉手当の運用について」の一部改正について

アにより期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正することに伴い、不要な規定を削除する。

(適用日：平成23年4月1日)

(2) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正

職員の給与に関する条例の一部が改正され、平成23年4月1日から義務教育等教員特別手当（以下「手当」という。）の支給限度額が引き下げられることとなったことに伴い、給料月額に応じて手当の支給月額を引き下げる。

(施行日：平成23年4月1日)

(3) 特殊勤務手当の見直し関係

ア 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(ア) オンコールに係る手当が追加されたことに伴い、特殊勤務手当が支給される業務、作業等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合に当該特殊勤務手当の額を減額することとする規定について、所要の規定の整備を行う。

(イ) その他所要の規定の整備を行う。

(施行日：公布日とする(イ)を除き、平成23年4月1日)

イ 「特殊勤務手当の運用について」の一部改正について

「心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応」の要件を規定するほか、所要の改正を行う。

<要件>

- ① 勤務時間外及び休日に緊急時の相談又は通報（この項において「相談等」という。）に対応するため、電話番号等を公表しているものであること。
- ② 相談等が寄せられる時刻、相手方及び内容などが事前に予測、特定できないため、

常時強い緊張を強いられるものであること。

- ③ 単なる連絡、情報伝達などにとどまらず、相談等を受けた職員自らが、直ちに具体的な対応を判断する必要があるものであること。
- ④ 相談等の内容が直接人命に関わるなど重要性が高く、確実な受信及び迅速かつ適切な対応が不可欠なものであること。
- ⑤ 相談等を受けた場合の緊急の勤務に備えるため、公用の携帯電話等の所持中は、職員の行動や活動が制約を受けるものであること。

(適用日：平成23年4月1日)

(4) 職員の育児休業関係

ア 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例の一部が改正され、一定の範囲の非常勤職員が育児休業等を行うことが可能となったこと等に伴い、1月前までに行うこととされている育児休業の承認の請求について、育児休業をしている非常勤職員が任期の更新又は満了後に引き続いて非常勤職員として採用された場合は、あらかじめ請求すればよいこととする等の所要の改正を行う。

(施行日：平成23年4月1日)

イ 「育児休業等制度の運用について」の一部改正について

部分休業をすることができる非常勤職員について、「1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある非常勤職員とする」等の所要の改正を行う。

(適用日：平成23年4月1日)

(5) その他

「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について

その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定することができる場合として規定されている、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則8条1項前段中「任用の事情等を考慮して人事委員会が必要と認めるとき」について、海事職給料表の適用者について上級の海技士免状を必要とする職務に任用することに伴い昇格する場合を加える。

(適用日：議決日)

(5) 議案第5号

職員の職務に専念する義務の免除等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成23年東北地方太平洋沖地震の規模に鑑み、職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第14号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の表第34号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員の特別休暇を新たに承認しようとするもの。

① 職員及び県費負担教職員

ア 以下のとおり、職員の職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員の特別休暇を新たに承認する。

人事委員会が必要と認める場合	期間
職員が平成23年東北地方太平洋沖地震により滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業等に自ら従事することが必要な場合	公務の運営に支障のない範囲内でその都度必要と認める期間

※ 本県職員には、現行制度上、以下の特別休暇が認められているが、今回の地震の規模に鑑み、公務の運営に支障のない範囲内において上記の職務に専念する義務の免除又は特別休暇を認める臨時措置を講じようとするものである。

人事委員会が必要と認める場合	期間
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

イ 留意事項

アの職務に専念する義務の免除又は特別休暇を承認する場合の留意事項を明記する。

- (ア) 平成23年東北地方太平洋沖地震の規模に鑑み、例外的に職務に専念する義務の免除又は特別休暇を認めるものであること。
- (イ) 地方公務員法第35条により職員には職務に専念する義務が課されており、今回の職務に専念する義務の免除又は特別休暇は、あくまでも「公務の運営に支障のない範囲内で」認められるものであることに留意すること。
- (ウ) 親族の範囲は原則として二親等内の親族とする。ただし、任命権者又はその委任を受けた者が特段の事情があると判断する場合には、二親等を超える親族を対象とすることもできるものとする。
- (エ) 移動時間も含めて承認してもよいこと。
- (オ) 承認する場合は、職員の氏名、承認した期間、承認するに至った事情等を記録しておくこと。

ウ 承認日

議決日

② 臨時的任用職員

ア 定数内職員

現行の取扱上、上記の職務に専念する義務の免除又は特別休暇が承認された場合、当該職員についても承認される。

イ 定数内職員以外の職員

承認することとする。

【質 疑】

委 員

職専免はいつまで認めるのか。復旧作業といえればかなりの期間を要するが、1ヶ月でも2ヶ月でも認めるのか。

事務局

「公務に支障のない範囲内」で認めるものなので、各任命権者が状況を確認の上、適切に承認されるものと考えている。

7 次回の人事委員会の開催

平成23年3月28日（月）午前10時から開催することとした。